平成３０年度 京都府理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 修学資金貸与養成施設等取扱要領

第二次募集

京都府理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」）修学資金とは、現在学んでおられる養成施設等を卒業した後、京都府内で理学療法士等として仕事をしたいと考えている方に、勉学を続けるのに必要なお金をお貸しする制度です。

１　推薦基準

理学療法士等養成施設の長は、次の条件に適合する者を修学資金貸与候補者として推薦してください。

《条件》

① 平成３０年度在学者で貸与を希望する者

② 学業成績が良好であり、所定の修学期間を全うし、かつ理学療法士等免許の取得が確実であると見込まれる者

③ 将来、次の京都府免除対象施設において、５年間、理学療法士等として業務に従事することが確実と見込まれる者

【免除対象施設】

京都府内の

① 訪問看護事業所
② 障害児入所施設及び児童発達支援センター
③ 病院または診療所
④ 障害者支援施設
⑤ 老人デイサービスセンター
⑥ 特別養護老人ホームまたは養護老人ホーム
⑦ 介護老人保健施設
⑧ 市町村保健センター等

④ 京都府外出身（高等学校卒業時の住所）の者

〈応募多数の場合は以下の条件で優先的に貸与を決定します〉

就業希望地域が北部地域（※1）、府域（北部、京都市域以外）、京都市域の順に優先的に貸与

※１　北部地域とは、丹後圏域（伊根町・京丹後市・与謝野町・宮津市）及び中丹圏域（舞鶴市・福知山市・綾部市）とする

※２　同順位内においては作業療法学科在学者、言語聴覚学科在学者、理学療法学科在学者の順に貸与

２　募集人数　20 名程度

３　貸 与 額　月額　３６，０００円

４　提出書類

① 理学療法士等修学資金貸与申請書（第１号様式）
② 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書
③ 理学療法士等修学資金貸与者在学証明及び推薦書（養成施設等で作成）

※ 養成施設等で取りまとめの上、京都府リハビリテーション支援センターへ提出してください。

５　申請書記載要領

①　貸与希望額（月額）

　３６，０００円と記入してください。

②　貸与希望期間

　平成３０年４月から平成３１年３月まで

※　最長３年まで更新可能です。（貸与は最長３年まで可能）

③　現住所

　現に居住している住所で住民票記載事項に記載されているとおりに記入してください。

④　連帯保証人

　返還事項が生じた場合は、本人と相互に連帯して返還しなければならないことを考慮の上選定してください。

　また、２名のうち１名はなるべく父か母とし、他の１名は独立の生計を営む２０歳以上の方にしてください。

　なお、連帯保証人の住所、氏名欄については、連帯保証人の自筆に限ります。

⑤　法定代理人の同意について

　申請時において申請者が未成年の場合は、法定代理人の同意が必要ですので必ず記載してください。

※　書類審査で修学資金の被貸与者を決定します。提出書類は正確に記入してください。

※　修学資金の貸与の可否は、養成施設等に文書で通知します。

※　提出書類は、貸与決定の可否に関わらず返却しませんので、ご了承ください。

６　返還免除要件

　養成施設等を卒業後１年以内に理学療法士等の免許を取得し、直ちに府内の免除対象施設に就労し、引き続き５年（60 月）以上従事したときは、全額返還免除となります。

　養成施設等を卒業後１年以内に理学療法士等の免許を取得し、直ちに府内の免除対象施設に就労し、引き続き貸与を受けた期間以上免除対象施設で従事したが、就労期間が５年未満となったときは、一部返還免除となります。

７　修学資金貸与申請に際しての留意事項

　学生には面談の上、修学資金の趣旨、返還免除要件等を十分に説明し、推薦基準を満たしている者を推薦してください。

　なお、募集人数を超えて申請のあった場合は、書類審査により修学資金の被貸与者を決定することとなりますのでご承知おき願います。

※１　前年度貸与者についても平成３０年度継続して利用される場合は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

※２ 申請者が多数の場合は、申請者に対し京都府リハビリテーション支援センターによる面接を行うこともあります。

８　提出期限

平成３０年６月２５日（月）（必着）

※　養成施設等から京都府リハビリテーション支援センターへの提出期限です。

９　提出先

〒６０２－８５６６
京都市上京区河原町通広小路上る梶井町４６５
京都府立医科大学内
京都府リハビリテーション支援センター
Tel０７５－２５１－５３９９